

建 経 業 号 外
令和4年4月14日

一般社団法人 静岡県建設業協会会長 様
一般社団法人 静岡県建設産業団体連合会会長 様
静岡県建設事業協同組合連合会会長 様

静岡県交通基盤部建設業課長



新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策に係る建設業許可申請書等閲覧所の予約方法の変更について（依頼）

日頃、本県の建設業行政に御理解と御協力頂き厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年5月29日付け建業号外（令和3年11月1日変更）により、新型コロナウイルス感染症対策として建設業許可申請書等閲覧所の事前予約制を実施しているところですが、閲覧所の利用及び予約状況等を鑑み、別紙のとおり、予約方法の一部を変更することとしましたので通知いたします。

貴会におかれましては、本通知内容を貴協会会員の皆様に周知徹底されますようよろしくお願いいたします。

担 当 許可班 鈴木
電話番号 054-221-3058

建設業許可申請書等閲覧所の予約方法の変更について

閲覧所の利用及び予約状況等を鑑み、令和4年4月25日(月)から、閲覧所の予約方法を次のとおり変更いたします。

区分	変更前	変更後
同じ日の予約	(当日予約)1人1枠のみ	(当日予約)1人1枠 *空き状況により1枠追加可
	(翌日予約)1人1枠のみ	(翌日予約)1人1枠のみ

「当日予約の追加方法」

閲覧を希望する日の当日、建設業課許可班にお電話等で「お名前、閲覧日及び閲覧する時間帯」をお伝えください。

当日予約枠に空きがある場合、1人1枠の追加予約を受付いたします。

(建設業課窓口でも予約を受け付けます。)

*翌日予約の方法は変更ありません。

今後も、新型コロナウイルス感染症拡大防止に御理解、御協力よろしくお願い申し上げます。

～静岡県建設業許可申請書等閲覧所の予約方法について～
(令和4年4月25日変更)

記

○閲覧方法: 事前予約による時間帯ごとの入れ替え制をとります。
予約した閲覧時間に御来室いただき、閲覧所内にある予約簿に閲覧開始時間を御記入ください。
閲覧が終了しましたら、予約簿に閲覧終了時間を記入し、退出してください。

○予約時間帯: 閲覧時間帯を下表のとおり4分割します。

閲覧時間帯	①	午前9時 ～ 午前10時20分
	②	午前10時40分 ～ 午前12時
	③	午後1時 ～ 午後2時20分
	④	午後2時40分 ～ 午後4時

※ 同じ日に予約できるのは、1人1枠までです。

ただし、当日予約枠に空きがある場合、1人1枠の追加予約を受付いたします。

※ 各時間帯の空き時間は、入れ替えの準備及び書類整理等を行います。

○予約者数: 同じ時間帯の予約者数は、最大5名までです。

○予約方法: 建設業課許可班に、お電話等で「お名前、閲覧日及び閲覧する時間帯」を伝え御予約してください(建設業課窓口でも予約を受け付けます。)

(当日予約)

※ 申込者本人1人につき、予約は1人のみ受け付けます。

(当日予約枠に空きがある場合に限り、1人1枠の追加予約可)

※ 当日予約の複数時間帯予約は、令和4年4月25日(月)から受け付けます。

(翌日予約)

※ 申込者本人1人につき、予約は1人のみ受け付けます。

(1人で複数人、複数枠の予約不可)

※ 翌日(翌開庁日)閲覧のみ予約可能です。

担当: 交通基盤部建設経済局建設業課許可班
所在地: 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁本館2階
電話番号: 054-221-3058
E-mail: kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp